

■ 労災保険給付等一覧

保険給付の種類	こういときは	保険給付の内容	特別支給金の内容
療養（補償）給付 <sup>注1</sup>	業務災害または通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等で療養を受けるとき）	必要な療養の給付 <sup>注2</sup>	
	業務災害または通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等以外で療養を受けるとき）	必要な療養の費用の支給 <sup>注2</sup>	
休業（補償）給付	業務災害または通勤災害による傷病の療養のため労働することができず賃金を受けられないとき	休業 4 日目から、休業 1 日につき給付基礎日額の 60%相当	(休業特別支給金) 休業 4 日目から、休業 1 日につき給付基礎日額の 20%相当額
障害（補償）給付	障害（補償）年金 業務災害または通勤災害による傷病が治癒（症状固定）した後に障害等級第 1 級から第 7 級までに該当する障害が残ったとき	障害の程度に応じ、給付基礎日額の 313 日分から 131 日分の年金 第 1 級 313 日分 第 6 級 156 日分 第 2 級 277 日分 第 7 級 131 日分 第 3 級 245 日分 第 4 級 213 日分 第 5 級 184 日分	(障害特別支給金) 障害の程度に応じ、342 万円から 159 万円までの一時金 (障害特別年金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の 313 日分から 131 日分の年金
	障害（補償）一時金 業務災害または通勤災害による傷病が治癒（症状固定）した後に障害等級第 8 級から第 14 級までに該当する障害が残ったとき	障害の程度に応じ、給付基礎日額の 503 日分から 56 日分の一時金 第 8 級 503 日分 第 13 級 101 日分 第 9 級 391 日分 第 14 級 56 日分 第 10 級 302 日分 第 11 級 223 日分 第 12 級 156 日分	(障害特別支給金) 障害の程度に応じ、65 万円から 8 万円までの一時金 (障害特別一時金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額に 503 日分から 56 日分の一時金
遺族（補償）給付	遺族（補償）年金 業務災害または通勤災害により死亡したとき	遺族の数等に応じ、給付基礎日額 245 日分から 153 日分の年金 1 人 153 日分 2 人 201 日分 3 人 223 日分 4 人以上 245 日分	(遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず一律 300 万円 (遺族特別年金) 遺族の数等に応じ、算定基礎日額の 245 日分から 153 日分の年金
	遺族（補償）一時金 (1)遺族（補償）年金を受け得る遺族がないとき (2)遺族（補償）年金を受けている人が失権し、かつ、他に遺族（補償）年金を受け得る人がない場合であつて、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の 1000 日分に満たないとき	給付基礎日額の 1000 日分の一時金 ( (2) の場合は、すでに支給した年金の合計額を差し引いた額)	(遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず一律 300 万円 ( (1) の場合のみ) (遺族特別一時金) 算定基礎日額の 1000 日分の一時金 ( (2) の場合は、すでに支給した特別年金の合計額を差し引いた額)
葬祭料 葬祭給付	業務災害または通勤災害により死亡した人の葬祭を行うとき	315,000 円に給付基礎日額の 30 日分を加えた額（その額が給付金 60 日分に満たない場合は、給付基礎日額の 60 日分）	

保険給付の種類	こういときは	保険給付の内容	特別支給金の内容
傷病（補償）年金	業務災害または通勤災害による傷病が療養開始後 1 年 6 カ月を経過した日または同日後において次の各号のいずれにも該当するとき  (1)傷病が治癒（症状固定していないこと） (2)傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	障害程度に応じ、給付基礎日額の 313 日分から 245 日分の年金  第 1 級 313 日分 第 2 級 277 日分 第 3 級 245 日分	（傷病特別支給金） 障害の程度により 114 万円から 100 万円までの一時金  （障害特別年金） 障害の程度により算定基礎日額の 313 日分から 245 日分の年金
介護（補償）給付	障害（補償）年金または傷病（補償）年金受給者のうち第 1 級の者または第 2 級の精神・神経の障害および胸腹部臓器の障害の者であって、現に介護を受けているとき <sup>注 3</sup>	常時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、105,290 円を上限とする）。 親族等により介護を受けており介護費用を支出していない場合、または支出した額が 57,190 円を下回る場合は 57,190 円。 随時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、52,650 円を上限とする）。 親族等により介護を受けており介護費用を支出していない場合または支出した額が 28,600 円を下回る場合は 28,600 円。	

※ 表中の金額は、2018 年 8 月現在の額です。

出典：労災保険給付の概要（外部リンク：厚生労働省）

#### 注 1 療養の給付請求

療養（補償）給付には、「療養の給付」と「療養の費用の支給」があります。

##### 療養の給付

労災病院や指定医療機関・薬局等（以下「指定医療機関等」）で、無料で治療や薬剤の支給等を受けます。これを現物給付といいます。

##### 療養の費用の支給

近くに指定医療機関等がないなどの理由で、指定医療機関等以外の医療機関や薬局等で療養を受けた場合に、その療養にかかった費用を支給する現金給付です。

給付の対象となる療養の範囲や期間はどちらも同じです。

療養（補償）給付は、治療費、入院料、移送費など通常療養のために必要なものが含まれ、傷病が治癒（症状固定）するまで行われます。

注 2 療養のため通院したときは、通院費が支給される場合があります。

注 3 以下の施設に入所している間は、施設において十分な介護サービスが提供されているものと考えられることから、介護（補償）給付の支給対象とはなりません。

- ・病院または診療所
- ・介護老人保健施設、障害者支援施設(生活介護を受けている場合に限る)、特別養護老人ホームまたは原子爆弾被爆者特別養護ホーム